

教職員の自家用自動車の利用について

昭和42年7月27日 42教職人第82号
各高等学校長、各特殊学校長、各教育事務所長あて 長崎県教育長

最近、教職員の自家用車による通勤の増加に伴って教職員の交通事故も次第に多くなってきているが、児童・生徒の交通安全指導の任に当たる教職員が自らの責めに帰すべき事由で、このような事故をひき起こすことは、児童・生徒または父兄等に与える影響はきわめて大きい。

したがって、教職員による交通事故の防止に万全の処置を講ずることは、目下の急務である。貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、所属職員の通勤事情等の把握に努められるとともに、交通事故防止に関する教職員の注意を喚起し、交通事故防止に遺憾のないよう処置してください。

備考：自家用自動車には普通自動車、軽自動車、自動二輪車（旧第二種原付、自動車含む）、
原動機付自転車を含む。

記

1 自家用車による通勤

- (1) 所属職員の自家用車による通勤の実態を把握する。
- (2) 交通事故の当事者となった場合は、ただちに校長に届けさせる。校長は必ず教育事務所長を通じて（県立学校は直接）教職員課長あて事故報告する。
- (3) 交通事故等による民事上の争いについても校長に届け出るよう指導するとともに、校長もその実態の把握につとめる。

2 自家用車の公用使用

- (1) 緊急やむを得ない場合を除いては自家用車の公用使用は認めない。
- (2) 万一、校長の許可なく自家用車を公用使用した場合。
 - ① 事故により職員が負傷等をしたとき校務災害扱いにならない。
 - ② 事故により第三者が損害を与えた場合、相手方から県教委に対し損害賠償の請求があっても、県がこうむった損害は、本人に賠償させる。
 - ③ 事故により職員がこうむった物質的損害（車輛の破損等）について、県はなんら補填しない。